

奈良県自然環境保全審議会鳥獣部会（平成22年3月29日開催）

■会議の成立について

委員8名中6名出席のため、奈良県自然環境保全審議会運営要綱第4条第4項の規定により会議は有効に成立

■会議の公開・非公開の取り扱いについて

「奈良県自然環境保全審議会の会議の公開等の取り扱い」で原則公開と規定

■議事

<議事進行>

前田部会長（運営要綱第4条第3項の規定による）

知事から奈良県自然環境保全審議会に諮問され、運営要綱第5条の規定により、鳥獣部会に付議された次の案件について審議

◇諮問案件

- ①奈良県ツキノワグマ保護管理計画（第2次）の第2回変更について
- ②奈良県イノシシ特定鳥獣保護管理計画の第1回変更について
- ③奈良県ニホンジカ特定鳥獣保護管理計画（第3次）の第3回変更について
- ④第10次鳥獣保護事業計画の第1回変更について

審議の結果、事務局案について異議はない旨答申することを決議

<委員からの意見等>

①奈良県ツキノワグマ保護管理計画（第2次）の第2回変更について

- ・学習放獣をして、再捕獲される割合はどのくらいあるのか。
→学習放獣をしている他県では8割は再捕獲されることはないと聞いている。
- ・捕獲された中で、同一個体はどのくらいあるのか。また、施設収容とはどのようなところを考えているのか。
→同一個体のクマが再捕獲されたのは過去に1例ある。
施設収容は引き取りを希望する近隣の動物園などを考えている。

②奈良県イノシシ特定鳥獣保護管理計画の第1回変更について

- ・イノシシの生息数は推測できないのか。
→イノシシの生息数の推計方法は確立されていない。

③奈良県ニホンジカ特定鳥獣保護管理計画（第3次）の第3回変更について

- ・捕獲目標数の8000頭を達成することはできるのか。
→8000頭の内訳はオス、メス4000頭ずつとしている。メスを4000頭捕獲できれば、現在の生息数を維持できる計算になる。昨年度はメスを2000頭捕獲している。
狩猟者の捕獲技術の向上研修会や狩猟免許取得促進のための研修会の実施など県の支援も強化して、4000頭を捕獲できるようにしたい。
- ・変更案の12ページのアンケート調査方法について、教えてほしい。
→古いデータは市町村等から聞き取っている。2007年以降は1500ある農家組合にアンケート調査をしている。

④第10次鳥獣保護事業計画の第1回変更について

- ・確認だが、捕獲が認められているものに雛・卵とあるが、シカやイノシシは雛・卵ではなく、子どもになるが。
→雛・卵とは鳥類のことを指している。